

令和6年3月6日

事業主 } 組合員 各位  
個人加入 }

東京都薬剤師国民健康保険組合

### 保険料のお知らせ

日頃より当組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、3月6日に開催した第65回通常組合会において、下記のとおり令和6年度保険料を改正する組合規約改正案を議決いたしましたのでお知らせします。

○ 介護保険料(月額) 現行4,800円 → 改正後5,000円  
(令和6年4月分保険料から適用)

○ 後期高齢者支援金(月額) 現行3,500円 → 改正後0円  
(令和6年10月分保険料から適用。対象は未就学児のみ。)

○ 改正理由：介護保険料は、介護保険に該当する方から保険料として賦課することで預かり、組合がまとめて納付していますが、過去3年に亘りその収支がマイナスになっており、その不足分を医療費分保険料で賄っている現状を是正するものです。また、未就学児にも賦課している後期高齢者支援金を賦課しないことにより、組合ができる範囲の子育て支援策とするものです。

何卒、この度の保険料改定についてご理解いただきたく、また、従業員の皆様にもこのことをお伝えいただきたく、お願い申し上げます。

#### <令和6年度東京都薬剤師国民健康保険組合保険料等>

区 分			賦 課 額(月 額)
被 保 険 者	保 険 料	事業主組合員	26,000 円
		特例組合員	16,000 円
	従 業 員	薬 剤 師	21,500 円
		そ の 他	16,000 円
	家 族	未就学児	6,000 円
		そ の 他	9,000 円
	後 期 高 齢 者 支 援 金	未就学児	0 円 (令和6年10月1日から適用)
		そ の 他	3,500 円
	介 護 保 険 料(満40歳~64歳の者)		5,000 円 (令和6年4月1日から適用)
後 期 高 齢 者 組 合 員(75歳以上の者)			2,500 円